

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日決定）
における主要な取組について
（平成 21 年 6 月 26 日現在）

- 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 P. 3
- 学校における防犯活動の推進 〈文部科学省〉
 - 振り込め詐欺対策の強化 〈警察庁〉
 - 携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底 〈総務省〉
 - 生活経済事犯への対策の強化 〈警察庁〉
 - 食品表示特別Gメンの設置及び不適正な食品表示への対応 〈農林水産省〉
 - 電子メール広告規制の強化 〈経済産業省〉
 - 模倣品・海賊版対策の強化 〈外務省・経済産業省〉
 - 税関相互支援協定等の締結 〈財務省〉
 - 女性に対する暴力をなくす運動の実施 〈内閣府〉
 - DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施 〈内閣府〉
 - 出会い系サイト規制法の適正な運用 〈警察庁〉
 - 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施 〈内閣府〉
- 第2 犯罪者を生まない社会の構築 P. 4
- 少年の規範意識の向上のための取組の実施 〈文部科学省〉
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施 〈文部科学省〉
 - 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化 〈法務省〉
 - 福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援 〈法務省・厚生労働省〉
 - 刑務所出所者等就労支援事業の実施 〈厚生労働省〉
 - 自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施 〈厚生労働省〉
- 第3 国際化への対応 P. 6
- 国際船舶・港湾保安法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 税関における取締機器の配備・活用 〈財務省〉
 - 日中韓関税局長・長官会議等の開催 〈財務省〉
 - 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶 〈環境省〉
 - 密輸・密航水際対策の徹底 〈海上保安庁〉
 - 新たな在留管理制度の創設 〈法務省〉
 - 円滑かつ厳格な出入国審査の実施 〈法務省〉
 - 不法出入国取締官の設置 〈海上保安庁〉
 - 国際組織犯罪等対策の強化 〈警察庁〉
 - 中国との刑事共助の実施 〈警察庁・法務省・外務省〉

- 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 P. 7
- 組織犯罪対策の総合的推進 〈警察庁〉
 - 関税改正による暴力団排除対策の推進 〈財務省〉
 - 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化 〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の円滑な施行 〈警察庁〉
 - 薬物事犯に対する取締りの徹底 〈厚生労働省〉
 - 暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成 〈環境省〉
- 第5 安全なサイバー空間の構築 P. 8
- インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有 〈内閣官房〉
 - IT安心会議等の活用による関係省庁間の連携強化 〈内閣官房〉
 - フィルタリングサービスの多様化に向けた取組 〈総務省〉
 - 違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施 〈内閣官房〉
 - e-ネットキャラバンを通じた保護者及び教職員の啓発 〈総務省〉
 - 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進 〈文部科学省〉
 - インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発 〈総務省〉
 - リテラシー向上の取組強化に向けた実証調査 〈総務省〉
- 第6 テロの脅威等への対処 P. 9
- テロ対策の総合的推進 〈警察庁〉
 - 補給支援活動の実施 〈防衛省〉
 - 化学剤（化学兵器原料）等の管理 〈経済産業省〉
 - テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 〈内閣官房〉
 - 内閣情報分析官の設置による情報分析体制の強化 〈内閣官房〉
 - カウンターインテリジェンス機能の強化 〈内閣官房〉
 - 特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施 〈内閣官房〉
 - 物流セキュリティの強化 〈外務省・財務省・国土交通省〉
 - 海賊対策の強化 〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉
 - 海賊対策に係る国際協力の推進 〈外務省・国土交通省・海上保安庁〉
- 第7 治安再生のための基盤整備 P. 11
- 地方警察官等の増員 〈警察庁〉
 - 海上保安庁職員の増員 〈海上保安庁〉
 - 海上保安体制の整備 〈海上保安庁〉
 - 安全・安心科学技術プロジェクトの実施 〈文部科学省〉
 - DNA型鑑定資機材の更新及びより高度なDNA型鑑定に関する研修の実施 〈警察庁〉
 - 死因究明体制の強化 〈内閣官房・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

【学校における防犯活動の推進】〈文部科学省〉

地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させる安全教育を支援するなど、学校安全の取組を推進した。(第1-2-④)

【振り込め詐欺対策の強化】〈警察庁〉

平成20年10月及び平成21年2月を「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。また、凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの情報提供及び偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合における携帯電話事業者からの情報提供によって不正口座の開設及び携帯電話の不正契約の防止並びに検挙の推進を図る枠組みを構築した。(第1-3-①から⑤まで)

【携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底】〈総務省〉

平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会や政府広報の実施等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を引き続き徹底し、同法に基づく正しい本人確認が行われるよう監督している。(第1-3-④)

【生活経済事犯への対策の強化】〈警察庁〉

平成21年4月、警察庁生活安全局に生活経済対策管理官を新設した。(第1-4-①から⑤まで、第4-5-②から④まで)

【食品表示特別Gメンの設置及び不適正な食品表示への対応】〈農林水産省〉

全国に配置している「食品表示Gメン」(約1,800人)に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」(20名)を東京、大阪、福岡に設置した。また、広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」や委嘱を受けた消費者が日常的にモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応した。(第1-4-①)

【電子メール広告規制の強化】〈経済産業省〉

平成20年12月1日より「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」の一部である電子メール広告規制の強化に関する規定が施行され、消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信をすることを原則禁止とするオプトイン規制を導入した。(第1-4-③)

【模倣品・海賊版対策の強化】〈外務省・経済産業省〉

外務省及び経済産業省において、自動車部品・医薬品等の危険な模倣品から消費者の健康・安全を守るため、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」構想について、知的財産保護に関心の高い国を中心に平成20年6月より交渉を開始し、以降4回にわたり会合を開催し、ACTAの早期実現に向けて、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしてきた。

また、経済産業省において、平成21年2月、中国政府に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するため、「第6回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等を実施した。（第1-4-⑤）

【税関相互支援協定等の締結】〈財務省〉

水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、平成20年度においては、新たにマカオと締結（平成20年9月）するとともに、オランダと署名した（平成21年3月）。また、平成21年5月にはロシアと締結した。さらに、平成20年度に署名されたベトナム、スイスとの間の経済連携協定においても、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれている。（第1-4-⑤）

【女性に対する暴力をなくす運動の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間中、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスターの作成等広報啓発活動を実施している。（第1-5-①）

【DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施】〈内閣府〉

平成21年1月から、配偶者からの暴力の被害者を、相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルを設定し、自動音声により、指定の地域の最寄りの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを実施している。（第1-5-①、第1-7-④）

【出会い系サイト規制法の適正な運用】〈警察庁〉

平成20年12月1日に全面施行された改正出会い系サイト規制法に違反していると認められた134事業者（平成20年12月1日から平成21年2月28日まで）に対して警告を行うなど、出会い系サイト規制法の適正な運用を行っている。（第1-5-④）

【配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施】〈内閣府〉

平成20年度は、配偶者からの暴力の被害者の自立支援のため、地域において生活している被害者及びその子どもを対象に、様々な人と交流し情報交換を行う「居場所」づくりプログラムを試行し、その普及を図るため、試行結果を取りまとめた。（第1-7-④）

第2 犯罪者を生まない社会の構築

【少年の規範意識の向上のための取組の実施】〈文部科学省〉

平成21年度予算において、少年の規範意識等を育むための道徳教育の充実・強化のため、「道徳教育実践研究事業」等に係る予算（1,336百万円）を措置した。また、全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者に対して講習会を行うとともに、21年4月からは全国の大学等において啓発用パンフレットを配付した。（第2-1-①）

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施】〈文部科学省〉

いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。（第2-1-②）

【矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化】〈法務省〉

平成21年度において、刑務所出所者等の再犯防止のため、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・教科指導等の強化を図った。（第2-2-①）

【福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援】〈法務省・厚生労働省〉

平成21年度、法務省においては、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示するとともに、全国57の更生保護施設を直ちに帰住先が確保できない場合の一時受入施設として指定した。また、自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた生活環境の調整のための増員及び刑務所等に社会福祉士等を配置するための経費等（233百万円）、更生保護施設における一時受入体制の確保のための経費（878百万円）を措置した。

さらに、厚生労働省においては、矯正施設収容中から、各都道府県の保護観察所と協働して、福祉サービス等につなげる準備を行う「地域生活定着支援センター」を運営する経費（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円（当初予算）の内数）を措置した。（第2-2-②及び③）

【刑務所出所者等就労支援事業の実施】〈厚生労働省〉

関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。（第2-2-⑤）

【自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施】〈厚生労働省〉

自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施している。（第2-2-⑥）

第3 国際化への対応

【国際船舶・港湾保安法に基づく対応】〈海上保安庁〉

改正 SOLAS 条約に基づく「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の施行により、我が国に入港しようとする外航船舶等から事前の入港通報を受け、必要に応じて立入検査等を行い、爆発物が発見されるなど、危険な船舶に対しては入港禁止を含む強制措置を実施している。(第3-1-②)

【税関における取締機器の配備・活用】〈財務省〉

×線検査装置(移動式・出力可変式等)及び大型監視艇等を増配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬、爆発物探知犬及び銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。(第3-1-③)

【日中韓関税局長・長官会議等の開催】〈財務省〉

平成20年11月に開催した第2回日中韓関税局長・長官会議において、違法な貿易に対する効果的な取締りのための情報交換の重要性について再確認した。また、同月には、日中韓3か国による第2回密輸情報交換実務者会合を開催し、密輸の情報交換を含めた3か国協力を一層積極的に推進することで一致した。(第3-1-③)

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配付を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。(第3-1-③)

【密輸・密航水際対策の徹底】〈海上保安庁〉

薬物・銃器の密輸対策や船舶を利用した密航対策のため、巡視船艇、航空機による監視・警戒、外国からの入港船舶に対する立入検査・監視を実施しているほか、関連情報の収集・分析体制及び機動的な広域捜査体制の強化を図るとともに、国内外関係機関との情報交換等の連携を強化している。(第3-1-③、第3-2-⑥、第4-3-③、第4-4-①及び④)

【新たな在留管理制度の創設】〈法務省〉

外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築するため、外国人から住居地等の変更や在留資格に応じ所属機関等の異動について届け出させる一方で、外国人の受入れ状況に関する事項を所属機関から届け出ってもらうことを盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正案を第171回通常国会に提出した。(第3-2-①)

【円滑かつ厳格な出入国審査の実施】〈法務省〉

APIS等により得られた情報を活用し、円滑かつ厳格な入国審査を実施した。平成21年度において、厳格かつ円滑な出入国審査の推進のための増員及び予算を措置した。(第3-2-②)

【不法出入国取締官の設置】〈海上保安庁〉

不法出入国の行われる可能性の高い海岸を管轄する海上保安部署に不法出入国取締官5名を平成21年10月より配置する予定である。(第3-2-⑥)

【国際組織犯罪等対策の強化】〈警察庁〉

警察では、水際対策、合同摘発等の諸対策について国内外の関係機関と緊密に連携しつつ、情報の集約及び分析等により、資金源及び犯罪インフラにかかわる犯罪等の取締りを強化している。(第3-4-①)

【中国との刑事共助の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成20年11月23日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。また、平成21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉の早期開始で一致した。(第3-4-⑦)

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

【組織犯罪対策の総合的推進】〈警察庁〉

暴力団を弱体化・壊滅するため、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の効果的な運用及び暴力排除活動を推進している。また、薬物・銃器の摘発及び疑わしい取引に関する情報の活用による犯罪収益のはく奪を徹底している。(第4-1-②、第4-1-③、第4-1-④、第4-1-⑤、第4-1-⑥、第4-2-①、第4-3-②、第4-4-①及び第4-4-②)

【関税改正による暴力団排除対策の推進】〈財務省〉

近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、平成21年度関税改正において、保税蔵置場等の許可、AEO(認定事業者)の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加した。(第4-1-②)

【犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化】〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

金融機関、宅地建物取引業者等の各特定事業者に対し、それぞれの業務がマネー・ローンダリング等に悪用されることのないよう、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督の徹底に努めている。(第4-2-②)

【銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の円滑な施行】〈警察庁〉

平成 20 年 12 月 5 日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律のうち所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大に係る部分が平成 21 年 1 月 5 日から施行されたことを受けて、所持の禁止の対象となった剣（ダガーナイフ）の回収作業を進めるとともに、同法の全面施行に向けて、下位法令の整備等の作業を推進している。（第 4-3-①）

【薬物事犯に対する取締りの徹底】〈厚生労働省〉

携帯電話、インターネットの利用による薬物密売に対する譲受け捜査の活用、覚せい剤密輸事犯に対する関係機関と合同でのコントロールドデリバリーの実施等に努めた。（第 4-4-②）

【暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成】〈環境省〉

平成 21 年 3 月までに産業廃棄物処理業界への不当要求等の実態調査とともに、その個別事例の収集を行い、「暴力団不当要求等介入事例実態調査報告書」を作成した。（第 4-5-②）

第 5 安全なサイバー空間の構築

【インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有】〈内閣官房〉

インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組を活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成 20 年度に 10 回、21 年度に 2 回、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。（第 5-1-①）

【IT 安心会議等の活用による関係省庁間の連携強化】〈内閣官房〉

IT 安心会議を開催し、国内外のインターネット上の違法・有害情報や IT に関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等について、関係省庁間の一層の連携強化を図る。（第 5-1-②）

【フィルタリングサービスの多様化に向けた取組】〈総務省〉

平成 20 年 4 月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組が進められている。（第 5-1-②）

【違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施】〈内閣官房〉

「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情

報提供を実施した。(第5-1-③)

【e - ネットキャラバンを通じた保護者及び教職員の啓発】〈総務省〉

文部科学省及び通信関係団体等と連携し、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e - ネットキャラバン)を全都道府県において開催しており、平成20年度は1,208件実施した。21年度も、同事業を引き続き実施している。(第5-1-③)

【子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進】〈文部科学省〉

平成21年1月30日付けで、小中学校への原則持込み禁止等の指針を示した「学校における携帯電話等の取扱いについて」の通知を発出した。同年2月に、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点や家庭におけるルールづくり等に関する啓発資料を作成・配付した。また、子どもたちの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握するため、「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」を実施し、平成21年5月に公表した。(第5-2-②)

【インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発】〈総務省〉

平成21年度において、インターネット上の違法・有害情報検出技術の開発のため予算2億円を措置し、民間における活動を支援している。(第5-2-④)

【リテラシー向上の取組強化に向けた実証調査】〈総務省〉

平成21年度補正予算において、家庭・地域・事業者による連携したネット安全利用に向けた対策を促進する目的で、各地域における被害実態や必要な取組、関係者の果たすべき役割等に関する実証的な調査・分析を行うため、約2億円を措置した。(第5-3-③)

第6 テロの脅威等への対処

【テロ対策の総合的推進】〈警察庁〉

テロの発生を未然に防止するため、国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化、国内外における情報収集・分析機能の強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理体制の強化、重要施設、要人等の警戒警備の徹底等に努めている。また、万が一テロが発生した際における対応に万全を期するため、テロ等対処部隊の能力向上を図っている。(第6-1-③、第6-2-①、第6-2-④、第6-3-①、第6-4-①、第6-5-①、第6-5-③、第6-6-①、6-6-②及び第6-7-①)

【補給支援活動の実施】〈防衛省〉

アフガニスタンにおいて、国際社会によるテロとの闘いが続く中、平成20年12月12日、補給

支援特措法の期限が平成 22 年 1 月 15 日まで、1 年延長されたことを受け、海上自衛隊はインド洋において国際テロの脅威を取り除くため、テロリスト、武器等の移動を阻止、抑止するためテロ対策海上阻止活動に従事する各国艦艇に対する補給支援活動を継続して実施している。(第 6-1-③)

【化学剤（化学兵器原料）等の管理】〈経済産業省〉

平成 7 年以来実施してきた化学兵器禁止法の規制に基づく管理の徹底、立入検査等に加え、製造事業所による自主的なテロ対策の整備を促進するため、それら対策の基本的要件について、事業所と周辺の関係行政機関との連携の可能性を含め検討している。また、ポリオウイルス、天然痘ウイルス等 113 種類の病原微生物及び毒素の保有状況及び管理状況について、当省所管団体及びその会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。(第 6-3-①)

【テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化】〈内閣官房〉

内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内の情報をより密接に活用する体制を強化した上で、当該会議を実施している。また、年初、年央の内閣情報会議を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施している。(第 6-4-①)

【内閣情報分析官の設置による情報分析体制の強化】〈内閣官房〉

各省庁からの情報提供など、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行う内閣情報分析官を設置し、官邸首脳を始めとする政策部門に高度の分析結果を報告する体制を強化した上で、官邸幹部及び関係各省庁に対し各種報告を実施している。(第 6-4-①)

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に提供している。(第 6-4-②)

【特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施】〈内閣官房〉

特別に秘匿すべき情報について特別な管理を行うため、各省庁において特別管理秘密の管理に関する内部規則を策定し、平成 21 年 4 月に施行した。また、各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、平成 20 年度予算により、教材を作成し、各省庁に配付している。(第 6-4-②)

【物流セキュリティの強化】〈外務省・財務省・国土交通省〉

平成 21 年 3 月から横浜港南本牧ふ頭において、港において放射性物質検知能力を強化し核物質等の拡散防止を目的とする、米国が主導しているメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを実施中（外務省・財務省・国土交通省）。また、平成 21 年度において、パイロット・プロジェクト実施経費を措置した。（財務省・国土交通省）（第 6-7-①）

【海賊対策の強化】〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定める「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第 171 回通常国会に提出し、平成 21 年 6 月 19 日に成立した。

防衛省においては、海賊対処のための新法が整備されるまでの当面の応急措置として、海上警備行動により、平成 21 年 3 月からアデン湾に護衛艦を派遣し、日本関係船舶の護衛を実施している。また、同年 5 月には固定翼哨戒機 P-3C の派遣命令を発出し、アデン湾内の警戒監視、情報の収集及び提供のため、P-3C 2 機を派遣することとした。

国土交通省においては、船舶運航事業者等に対し、個々の船舶に係る運航会社、積荷、輸送計画等の事実関係を確認して、護衛対象船舶の案を作成し、防衛省への連絡を行っている。

海上保安庁においては、上記護衛艦に海上保安官 8 名を同乗させ、必要に応じて海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うこととしている。（第 6-7-②）

【海賊対策に係る国際協力の推進】〈外務省・国土交通省・海上保安庁〉

外務省においては、海賊事案増加の背景にある不安定なソマリア情勢の安定化のための人道支援や国際機関等を通じた治安向上のための支援を実施した。

国土交通省においては、平成 21 年 1 月 26 日～29 日、ジブチにおいて開催された I M O 主導のソマリア周辺海域海賊対策地域会合にあわせ、国土交通省の資金協力によるワークショップを開催し、日本主導で設立された東南アジアの地域協力の枠組み（R e C A A P）や海上保安取締能力向上に関する支援実績等を生かした取組を提案した。

外務省及び海上保安庁において、平成 20 年、イエメン及びオマーンの海上保安機関の幹部職員を招聘して J I C A の協力により「海上犯罪取締研修」を実施したが、今後も周辺諸国の海上保安機関の能力向上のための取組を行っていく。（第 6-7-②）

第 7 治安再生のための基盤整備

【地方警察官等の増員】〈警察庁〉

平成 21 年度において、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官 959 人の増員を措置した。また、平成 21 年度において、警察庁職員等 175 人の増員を措置した。（第 7-1-①）

【海上保安庁職員の増員】〈海上保安庁〉

平成 21 年度において、巡視艇の複数クルー制導入による海上保安体制の強化、国際組織犯罪の取締体制の強化、対テロ・危機管理体制の強化等を図るため現場要員を中心に 303 名の増員を措置した。(第 7-1-②)

【海上保安体制の整備】〈海上保安庁〉

平成 21 年度において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備のため、巡視船艇 34 隻(うち継続 17 隻)、航空機 11 機(うち継続 5 機)の予算を措置した。引き続き速力、夜間監視能力等を強化し高性能化を図った巡視船艇・航空機への代替整備に努める。(第 7-1-⑧)

【安全・安心科学技術プロジェクトの実施】〈文部科学省〉

平成 19 年度より、テロ対策に資する装置開発や知・技術の情報共有のため、安全・安心科学技術プロジェクトを実施している。(第 7-1-⑫)

【DNA 型鑑定資機材の更新及びより高度な DNA 型鑑定に関する研修の実施】〈警察庁〉

平成 21 年度において、急増する DNA 型鑑定需要に対処するため、DNA 型鑑定機材の更新及び警察庁における被疑者 DNA 型の大量鑑定に係る経費(6,421 百万円)を措置した。また、科学警察研究所に置かれた法科学研究所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度な DNA 型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。(第 7-2-④)

【死因究明体制の強化】〈内閣官房・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉

警察庁においては、平成 21 年度において、適正な検視業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(131 百万円)を措置するとともに、検視に係る教養の充実、大学法医学講座等との連携の促進等を図っている。

さらに、内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁の関係省庁間で検討会を開催し、監察医制度の更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討を進めている。(第 7-2-⑥)